

町民生委員協議会事務局(住民課福祉グループ内) **2**26-7872

# ▶民生委員とは

民生委員法に基づく福祉分野の無給の奉仕者 で、住民の立場に立って相談・援助を行いま す。町や北海道に対する「協力機関」と位置 付けられており、厚生労働大臣が委嘱します。

### ▶児童委員とは

児童福祉法に基づいて妊産婦や児童を対象に 情報提供などをする無給の奉仕者で、この法 律で民生委員が兼ねられるよう規定されてい ます。

民生委員・児童委員は町内で担当区域を決め て活動することになっており、皆さんの身近 な相談者といえます。

## ▶主任児童委員とは

民生委員・児童委員のうち厚生労働大臣から 指名された方で、区域を担当せず、児童福祉 機関と民生委員・児童委員との連絡・調整を したり、民生委員・児童委員を援助したりし ます。

#### ▶任期

それぞれ任期は、令和7年11月30日までの3 年間です。

## ▶委員の活動

民生委員・児童委員の活動内容は、民生委員 法に規定されている次の6点です。

- ①住民の生活状態を把握する。
- ②相談・助言・その他の援助を行う。
- ③福祉サービスを適切に利用するために必要 な情報提供その他の援助を行う。
- ④社会福祉事業を経営する人(本町は町社会 福祉協議会)と密接に連携し、その事業や 活動を支援する。
- ⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に 協力する。
- ⑥住民の福祉増進を図るための活動を行う。 毎月1回定例会議を開き、地域の福祉問題 の分析や担当している世帯への援助方法な どの検討を行う。

## ▶委員の身分

仕事の内容から地方公務員とされ、現在は、 北海道の特別職に属する地方公務員となって います。職務の遂行にあたっては、個人の人 格を尊重し、秘密を守り、いかなる差別も優 先的な取り扱いもできません。

任期満了に伴い、全国一斉に民生委員・児童委員と主任 児童委員の改選が行われ、厚生労働大臣と北海道知事から 委嘱を受けた20人の新しい委員を紹介します。(敬称略)

困りごとなど、お気軽にご相談ください。民生委員の連 絡先が必要な方は事務局へお問い合わせください。

# 新しい委員の担当地区と氏名

主任児童委員 主任児童委員





富里・高丘 吉野



幌 内

荒谷志津夫

佐藤 勝重

東和・宇隆



岩崎 恵美

ともいきの里



兵頭 敏枝

本郷団地

玉木 秀幸

幌 里 幌里開拓



鳥谷 澄子

西町・南町 表町団地



佐藤 忠美



加藤 恵子

豊斤・軽舞

ルーラル フォーラム

渡辺 正仁

美里・豊川



阿部清-

厚和・浜厚真 清 住



曽根 正勝



山路 美幸





長谷川和司



東町・北町 南町



麻生 理恵



宮崎 和幸

共栄・共和・ 上野・豊沢 共和団地

大藏めぐみ

笠 原 徹 上厚真

村上 朋子